

## 処 分 書

全日本空輸株式会社 元副操縦士 あて

貴殿に対し、次のとおり処分する。

## 主 文

航空法（昭和27年法律第231号）第30条の規定に基づき、平成31年4月9日から平成31年8月6日までの120日間、航空業務の停止を命ずる。

## 理 由

平成31年2月19日、貴殿は、航空法第104条第1項の規定に基づき認可された全日本空輸株式会社の運航規程により乗務開始前12時間以内の飲酒した場合に乗務が禁止されていることを認識しながら、当該飲酒制限時間を大幅に超過して副操縦士として乗務予定のANA412便の出発予定時刻の約3時間30分前まで断続的に飲酒し、当該便の乗務前検査により「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（平成31年1月31日付国空航第2278号）」において酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定されている呼気アルコール濃度を超過するアルコールが検知された。当該便は乗員交替により遅延して出発した。

貴殿は、翌朝に乗務を控えながら乗務当日未明まで飲酒を続けるなど自らの健康管理に関する意識が希薄であったと考えられ、会社の検査体制が万一適切に機能しなかった場合にはアルコールの影響によって正常な運航ができないおそれがある状態で乗務して航空安全に重大な支障を及ぼした可能性がある。

さらには、貴殿は、会社の聴取において虚偽の説明をして飲酒の事実を隠蔽しようとした。

飲酒に起因する不適切事案を受けて国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の順守の徹底（平成30年11月1日国官参事第800号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等（平成30年11月29日国官参事第921号）を相次いで指示していた状況において、運航規程に規定する飲酒制限時間を意図的に超過し、さらに、事案発生後も虚偽の説明をして隠蔽を図ろうとしたことは、航空法第30条第2号に規定する航空従事者としての職務を行うに当たっての非行に該当するとともに、航空安全に対する国民の信頼を損ねた重大かつ悪質な行為であった。

平成31年4月9日

国土交通大臣 石井 啓一

## 教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。